（信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の六の八　準用銀行法第五十二条の六十の三十六第六項及び第七項において信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項	第一項
	これらの	同項の

（外国法人である信用協同組合電子決済等取扱業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第五条の六の九　信用協同組合電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たっての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える準用銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所の名称及び所在地（外国に主たる営業所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十の四第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所の登記事項証明書
第五十二条の六十の二十三第三項	営業所	国内における営業所

第五条の九中「（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）」及び「（同条の表を除く。）」を削り、「第九条」を「第十条」に、「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第五条の十第一項中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項」に改め、同条第二項中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項」に改め、同項第四号中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第五条の十一中「銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項」に、「銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項」に改め、同条の表農業協同組合法第九十二条の五の六の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十二条の五の七に規定する」を「第九十二条の五の七各号に掲げる」に改め、同表水産業協同組合法第百十四条の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第百十五条に規定する」を「第百十五条各号に掲げる」に改め、同表労働金庫法第八十九条の十の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第八十九条の十一に規定する」を「第八十九条の十一各号に掲げる」に改め、同表銀行法第五十二条の六十一の十九の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第五十二条の六十一の二十に規定する」を「第五十二条の六十一の二十各号に掲げる」に改め、同表農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十五条の五の八に規定する」を「第九十五条の五の八各号に掲げる」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六十条の二十二に規定する」を「第六十条の二十二各号に掲げる」に改める。

第五条の十二中「信用協同組合電子決済等代行業者をいい、」の下に「法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び」を加え、「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、「同法第十一条第六項に規定する」を削り、「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「読替え」を「技術的読替え」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第五条の十三第一項中「又は信用協同組合代理業者」を「、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者」に、「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「又は信用協同組合代理業者」を「、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者」に改める。

第五条の十四第一項中「信用協同組合等」の下に「又は信用協同組合電子決済等取扱業者」を、「第三十四条の二第十一項」の下に「又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に改め、同条第二項中「信用協同組合等」の下に「又は信用協同組合電子決済等取扱業者」を加える。

第五条の十五第一項第一号中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改める。

第五条の十六中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第六条の五の十一第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第三十七条の六第四項（ただし書を除く。）	対価	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）

第五条の十六の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第五条の十七　法第六条の五の十二第一項第二号及び第四号二並びに法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第五条の十九各号に掲げる指定

（異議を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数の信用協同組合電子決済等取扱業者の総数に占める割合）

第五条の十八　法第六条の五の十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。